

令和8年7月9日

事業主・衛生担当者 各位

一般社団法人 池袋労働基準協会

衛生推進者養成講習のご案内

常時10人以上50人未満の労働者（派遣社員・パート等を含みます）を使用されている一定の業種（下記参照）の事業場については、労働安全衛生法第12条第2項に基づいて、衛生推進者を事業場ごとに選任し、衛生にかかる業務を担当させる必要があります。

衛生推進者は、都道府県労働局長の登録を受けた者が実施する講習を修了した者、または当該業務担当に必要な能力を有すると認められる者のうちから選任されなければなりません。

当協会は、安全衛生推進者等養成講習機関として、東京労働局長の登録を受けており、このたび、当協会では下記のとおり衛生推進者養成講習を実施いたします。

まだ選任をすまされていない事業場におかれましては、受講いただきたくご案内申し上げます。

安全衛生推進者・衛生推進者選任区分（10人以上50人未満の労働者を使用する事業場）

選任区分	選任業種
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、旅館業、ゴルフ場業、燃料小売業
衛生推進者	上記以外の業種 卸売・小売業、金融業、教育・研究業、保健衛生・社会福祉業、飲食業、ビルメン・警備業、企業本社等

記

開催日時 令和8年10月6日（火） 午前10時～午後4時30分
※当講習は労働安全衛生規則により、必要とされる講習時間が厳格に定められているため、遅刻早退等により必要講習時間未達の場合は、修了証をお出しすることができませんのでご承知おきください。

開催場所 池袋労働基準協会 研修室
豊島区池袋1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階 （案内図参照）

講習科目 厚生労働省労働基準局長が定めるカリキュラムに基づく

講師 労働衛生コンサルタント 土戸 善博 氏

定員 15名 （定員になり次第、締め切らせていただきます）

受講料 協会員 7,700円（消費税込）

※協会員様のテキスト代1,100円は協会が助成いたします。

非協会員 8,800円（消費税・テキスト代込）

お申込方法 受講申込書にご記入の上、当協会宛FAX(03-3988-6366)にて9月29日（火）までにお申し込みください。

お問い合わせ 一般社団法人 池袋労働基準協会 事務局
〒170-0014 豊島区池袋1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階
TEL 03-3988-6344 FAX 03-3988-6366

一般社団法人 池袋労働基準協会 宛
お申込みFAX番号 03-3988-6366

※受講申込書受付後、受講料お支払のご案内を兼ねました受講票をFAXにて受講者様宛にお送りいたします。

衛生推進者養成講習受講申込書 令和8年10月6日（火）開催			
ふりがな 受講者氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日生
事業場名			
事業場所在地	〒		
	TEL	FAX(必須)	
所属部署・職名			
労働者数	人	業種	

《開催場所案内図》

池袋駅北口より徒歩約10分

※駐車場はありませんので、お車でのお越しはご遠慮ください

